

令和7年10月

お客様各位

大阪協栄信用組合

貸金庫利用規定改定のお知らせ

令和7年5月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部が改正され、マネー・ローンダリングや貸金庫の不正利用等防止の観点から、現金等のリスクが高いと考えられる物品等を貸金庫に保管することが望ましくない旨が表示されました。

これを受け、当組合では以下のとおり関連規定を改定いたします。なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 対象となる規定

貸金庫利用規定

2. 主な改定内容

(1) 貸金庫に格納いただけないものに「現金等」を追加

(2) 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）書面で申告いただくこと 等

※詳しくは新旧対比表をご参照ください。

3. 改定日

令和7年10月1日（水）

以上

貸金庫利用規定改定 新旧対比表（令和 7 年 10 月 1 日 改定）

（赤文字が変更箇所）

旧（変更前）	新（変更後）
1. （格納品の範囲） (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。（総重量は 15kg 以下とします） ① 公社債券、株券その他の有価証券 ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 ③ 貴金属、宝石その他の貴重品 ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの (2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。	1. （格納品の範囲） (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。（総重量は 15kg 以下とします） ① 公社債券、株券その他の有価証券 ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 ③ 貴金属、宝石その他の貴重品 ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの (2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。 (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。 ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの ② 爆発物、銃刀類等の法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの ③ 破損しやすいもの

旧（変更前）	新（変更後）
(条文なし)	2. （利用目的の確認） (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当組合の定める方法で、申出を行うこととします。 (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。
2. （契約期間等）	3. （契約期間等）
3. （手数料）	4. （手数料）
4. （鍵・カードの保管） 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合職員立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当組合が保管します。またご利用に際しカードを使用するため、借主およびあらかじめ借主が届出た代理人にカードを各1枚交付します。	5. （鍵・カードの保管） (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合職員立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当組合が保管します。 なお、正鍵の複製はできません。

旧（変更前）	新（変更後）
	(2) 借主および借主があらかじめ届出た代理人（以下、「代理人」という。）に貸金庫カード（以下、「カード」という。）を発行しますので、借主および代理人が保管してください。また、届出の暗証は他の人に知られないよう管理してください。なお、代理人のカードによる貸金庫の使用についても、この規定を適用します。
5. （貸金庫の開閉等） (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵およびカードを使用して行ってください。 (2) 必要に応じ格納品の出し入れの際、当組合職員が立会う場合があります。 (3) 格納品の出し入れは、当組合所定の場所で行ってください。	6. （貸金庫の開閉等） (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵およびカードを使用して行ってください。 (2) 開扉にあたっては、当組合所定の場所においてカードを操作機に挿入し届出の暗証をボタンにより操作のうえ、正鍵を使用して行ってください。なお、使用終了後は必ず貸金庫の施錠を確認のうえ、操作機の返却ボタンを押してください。 (2) 必要に応じ格納品の出し入れの際、当組合職員が立会う場合があります。 (3) 第2項において、停電、故障等によりカードを使用した開閉ができないときは、貸金庫開庫依頼書に氏名を記入のうえ、カードとともに当組合の窓口に提出してください。 (4) 格納品の出し入れは、当組合所定の場所で行ってください。

旧（変更前）	新（変更後）
6. （届出事項の変更等） (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法によって借主が使用する貸金庫が存在する支店に届出をしてください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。正鍵・カードを失ったときもしくは毀損したときも同様とします。 (2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。	7. （届出事項の変更等） (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法によって借主が使用する貸金庫が存在する支店に届出をしてください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。正鍵・カードを失ったときもしくは毀損したときも同様とします。 (3) 貸金庫の契約の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法により届出てください。
（条文なし）	8. （成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出してください。契約者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出してください。

旧（変更前）	新（変更後）
	(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出してください。 (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第1項および第2項と同様に届出してください。 (4) 第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出してください。 (5) 第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
7. （印章、鍵・カードの喪失時等の取扱い）	9. （印章、鍵・カードの喪失時等の取扱い）
8. （暗証番号・印鑑照合等） (1) カード読取機により貸金庫カードを確認し、カード読取機操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して開庫したうへは貸金庫カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。	10. （暗証番号・印鑑照合等） (1) カード読取機により貸金庫カードを確認し、カード読取機操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して開庫したうへは貸金庫カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、操作機の故障等の場合に、当組合の窓口においてカードを確認し、貸金庫開庫依頼書、諸届その他の貸

旧（変更前）	新（変更後）
	金庫取引に関する書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して開庫その他の取扱いをした場合も同様とします。
9.（損害の負担等）	1 1.（損害の負担等）
10.（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、本利用規定第 11 条第 3 項第 1 号、第 2 号各項目および第 3 号各項目のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 11 条第 3 項第 1 号、第 2 号各項目または第 3 号各項目に一つでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。	1 2.（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、本利用規定第 13 条第 3 項第 1 号、第 2 号各項目および第 3 号各項目のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 13 条第 3 項第 1 号、第 2 号各項目または第 3 号各項目に一つでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。
11.（解約等） (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵・カードおよび届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵・カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 7 条に準じて取扱います。 (2) 次の各号に一つでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から	1 3.（解約等） (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵・カードおよび届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵・カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 9 条に準じて取扱います。 (2) 次の各号に一つでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から

旧（変更前）	新（変更後）
解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ⑥ 借主が法律上の人格または行為能力を喪失したとき ⑦ 当組合の信用、名誉を毀損しまたは損害を与えたとき ⑧ その他前号に準ずる行為があったとき (4) 前3項による貸金庫の明渡しが遅延したときは、延滞損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は延滞損害金に充当	解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ⑥ 借主が法律上の人格または行為能力を喪失したとき ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当組合が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当組合が判断したとき ⑩ 当組合の信用、名誉を毀損しまたは損害を与えたとき ⑪ その他前号に準ずる行為があったとき (4) 第2項または第3項による貸金庫の明渡しが遅延したときは、延滞損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は延滞損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください

旧（変更前）	新（変更後）
します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当組合はこの不足額を返済の日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。	い。なお、当組合はこの不足額を返済の日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
12. （貸金庫の修繕・移転等） 13. （緊急措置） 14. （譲渡、転貸等の禁止） 15. （保証人）	14. （貸金庫の修繕・移転等） 15. （緊急措置） 16. （譲渡、転貸等の禁止） 17. （保証人）
（条文なし）	18. （規定の変更） （1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 （2）第1項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。